

令和2年10月16日
航空局
総務課政策企画調査室
航空事業課

航空ネットワーク維持のための着陸料等の引下げについて

令和2年度下期(令和2年8月～令和3年2月)分の国内線旅客便の着陸料等について、旅客需要の減少を踏まえた引下げを行うこととし、本日、関係告示を公布・施行しましたのでお知らせいたします。

【背景】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、過去に例を見ない規模で航空需要の大幅な減少が続いていることから、経済活動や国民生活を支える航空ネットワークの維持を図るため、今後、着陸料の算定方式を旅客数に応じたものに変更することを前提として、着陸料の引き下げを行います。

【着陸料体系見直しのイメージ】



【減免措置の内容】

【国内線着陸料】 機材の重量・騒音値・旅客数に応じて定まる額 に本表の割合をかけた額		到着空港	
		羽田空港の着陸料	その他の国管理・ 共用空港の着陸料
(現行措置) 出発空港	羽田、伊丹、福岡、新千歳	1/1	1/2 (沖縄着1/6)
	関西、広島、高松、松山、北九州、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島	2/3	1/4 (関西、成田、 中部発1/3) (沖縄着1/6)
	釧路、函館、高知、米子(美保)、岩国、 徳島、小松	2/5	
	旭川、帯広、女満別、秋田、山口宇部、青森、 庄内、富山、神戸、鳥取、出雲、岡山、佐賀	1/5	
	稚内、紋別、中標津、丘珠、三沢、大館能代、 山形、能登、南紀白浜、石見、その他	1/6	
	沖縄・離島所在空港	1/6	

× 55%
(45%減免)

※国内線の停留料についても、一律 45%減とする。

<お問い合わせ先>

航空局 総務課 政策企画調査室 二瓶、石徹白

電話 03-5253-8111(内線 48150、48154)

03-5253-8695(直通)

航空ネットワーク部 航空事業課 川端、林

電話 03-5253-8111(内線 48502、48512)

03-5253-8706(直通)